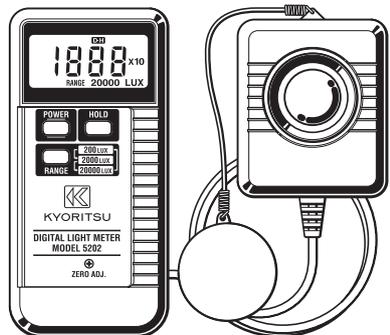


取扱説明書



デジタル照度計 MODEL 5202

共立電気計器株式会社

I. 特長

- データホールド機能付き
- 受光センサと本体が分離形となっており、最適な位置での測定が可能
- オフセット調整付き
- 高照度測定
- 大きな液晶で見やすいデジタルデータ表示

II. 仕様

- 受光素子：SPC（シリコンフォトダイオード）
- 表示：LCDデジタル3・1/2桁表示
最大カウント1999
測定範囲外“OL”表示
電池電圧低下警告表示
- 測定可能範囲：0.1~19990 lx
- 測定レンジ：200/2000/20000 lx
- 測定精度（23℃±5℃）

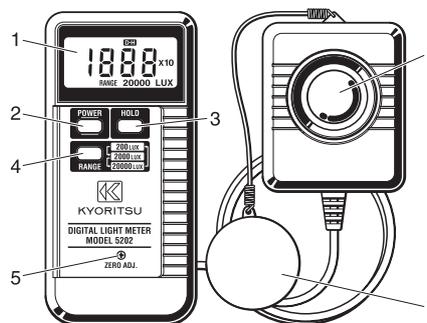
レンジ	精度
200	± (4%rdg±5dgt)
2000	± (4%rdg±5dgt)
20000	± (5%rdg±4dgt)

- 消費電流：約2mA
- 応答速度：2.5回/1秒
- 斜入射特性
30° ±3%以内
60° ±10%以内
80° ±30%以内
- 使用条件：温度0℃~50℃ 相対湿度80%以下（結露なき事）
- 保存条件：温度-10℃~60℃ 相対湿度70%以下（結露なき事）
- 電源：9V乾電池（IEC 6P22, JIS 006P）

- 寸法：本体 148mm×71mm×36mm
受光部 85mm×67mm×32mm
- 重量：本体と受光部 約270g（含乾電池）
- 構成
本体……………1
受光部……………1
9V乾電池……………1
取扱説明書……………1
レーザーケース……………1
- 適合規格：IEC 61326-1 (EMC)

III. 本体概要

1. 表示部
2. 電源スイッチ
3. データホールドスイッチ
4. レンジスイッチ
5. オフセット調整
6. 受光センサ
7. 受光センサカバー



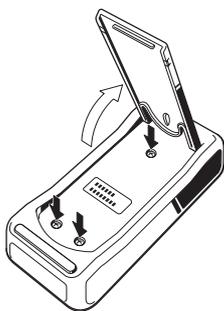
IV. 取扱方法

- 4.1 電源を入れる
本器の電源を入れる、又使用後は電源を切る。
- 4.2 レンジ設定
レンジスイッチを押すことで、下記のレンジが選択出来ます。
200/2000/20000 lx
- 4.3 オフセット調整
正確なデータを得るために、受光部をカバーした状態でLCD上に“000”と表示されないようであればオフセット調整をドライバーで調節し“000”を表示させてください。
- 4.4 受光部操作
受光センサのカバーを取り外し、受光センサを測定する場所に置きます。測定値の表示が落ち着いたら試験値を読みます。
注：受光センサが測定対象の直下にある場合と少し離れた場合とは、直下に置いたほうが明るく表示されます。
- 4.5 データホールドスイッチを押すと測定値がそのままLCD上に表示された状態になります。このデータが必要なくなれば、再度“HOLD”ボタンを押せば解除できます。
- 4.6 取扱注意
 - 受光センサ
* 本器をご使用にならない際は、損傷・劣化の原因となりますので、必ず受光センサのカバーをかぶせて保管してください。
* 受光センサ（オパール部分）に直接触れないでください。
* 受光センサをきれいにするには、乾いた布切れなどで拭いてください。
洗剤などは決してご使用にならないでください。
 - 電池電圧の低下
* 電池電圧が低くなると、“”マークがLCD上に

点灯しますので正確な測定結果を得るためにも電池を交換してください。

● 電池交換

- 1) 本器底面のブラケットを持ち上げるようにして開けます。
- 2) 3つのネジをドライバーで外し、電池を交換します。



* 本器を長期にわたってご使用にならない際は、電池は取り外した状態で保管してください。

● 過負荷

- * 過負荷の状態になりますと、“OL”マークが表示されますので、適切なレンジへ切り替えて測定を行ってください。
- * 最大レンジ20000lxレンジに設定している際に、LCD上に“OL”マークが表示されている場合の過度（太陽光等）の計測は行わないでください。
- * 本器は使用条件の高温・高湿の場所ではご使用にならないでください。

保証規定

保証期間中に生じた故障は、以下の場合を除き無償で修理いたします。

1. 取扱説明書によらない不適切な取扱い、使用方法、保管方法が原因で生じた故障。
2. お買い上げ後の持ち運びや輸送の間に、落下させるなど異常な衝撃が加わって生じた故障。
3. 当社のサービス担当者以外の改造、修理、オーバーホールが原因で生じた故障。
4. 火災、地震、水害、公害およびその他の天変地異が原因で生じた故障。
5. 傷など外観上の変化。
6. その他当社の責任とみなされない故障。
7. 電池など消耗品の交換、補充。
8. 保証書のご提出がない場合。

◎ ご注意

当社で故障状態の確認をさせていただき、上記に該当する場合は有償とさせていただきます。輸送途中に損傷が生じないように梱包を施し、当社修理センターまたは取扱店宛にお送りください。

年月日	修理内容	担当者

● 修理のご依頼について ●

電池の消耗、測定コードの断線を確認してから、輸送中に損傷しないように充分梱包した上、下記サービスセンター又は取扱店までお送りください。

〒797-0045 愛媛県東宇和郡宇和町坂戸480
共立電気計器株式会社
サービスセンター
TEL. 0894-62-1172
FAX. 0894-62-5531

取扱店

この説明書に記載されている事項を断わり無く変更することがありますのでご了承ください。

保証書

MODEL — 5202	製造番号
保証期間	ご購入日(年 月 日)より1か年間

共立製品をお買い上げいただきありがとうございます。保証期間内に通常のお取扱いで万一故障が生じた場合は、裏面の保証規定により無償で修理いたします。本書を添付の上ご依頼ください。

お名前 _____

ご住所 〒 _____

お電話番号 (_____) - (_____) - (_____)

- ◎裏面の保証規定をよくお読みください。
- ◎本保証書は日本国内でのみ有効です。
- ◎本保証書の再発行はいたしかねますので、大切に保管してください。

販売店名 _____

共立電気計器株式会社

本社 東京都目黒区中根 2-5-20
TEL. 03(3723)7021 FAX. 03(3723)0139

大阪営業所 〒564-0062 吹田市垂水町 3-16-3 江坂三昌ビル
TEL. 06(6337)8648 FAX. 06(6337)8590

名古屋営業所 〒461-0004 名古屋市中区東 1-12-1 オフィス布池
TEL. 052(939)2861 FAX. 052(939)2862

仙台営業所 〒983-0852 仙台市宮城野区福岡 1-6-37 TM 仙台ビル
TEL. 022(297)9671 FAX. 022(298)8009

工場 愛媛
http://www.kew-ltd.co.jp

・ JISで規定されている場所による照明例

照明例 (JIS Z9110-2010抜粋)

照度範囲 (lx)	3,000	2,000	1,500	1,000	750	500	300	200	150	100	75	50	30	20	15
事務所				玄関ホール(昼間) 役員室		受付、食堂 宿直室		階段		-		屋内非常階段			
				会議室、電子計算室 応接室、守衛室		書庫、喫茶室、更衣室 倉庫、便所、洗面所		エレベータ、廊下							
工場			極めて細かい 視作業		設計室 製図室		-		階段		-		屋内非常階段		
					制御室、電気室 空調機械室、洗面所、便所		出入口、廊下 通路、倉庫								
学校				製図室		教室、教職員室、食堂 体育館、宿直室		階段							
				被服教室、電子計算機室 実験実習室 図書閲覧室、保健室		講堂、集会室 ロッカー室 洗面所、便所		廊下							
保健医療施設				手術室 救急室		診察室、看護婦室 薬局、調剤室 一般検査室、生理検査室 アイソトープ室、霊安室		育児室、待合室 面会室、外来の廊下 更衣室、洗面所 カルテ室		病室		非常階段			
						X線室、物療室 運動機械室、宿直室 内視鏡検査室、X線透視室		-		眼科暗室					
商店一般共通事項			陳列の最重要部		エレベーターホール エスカレータ、一般陳列品		応接室 洗面所、便所		廊下、休憩室						
					重要陳列部、レジスタ 包装台		商談室		階段						
食堂、レストラン 軽飲食店				サンプルケース		レジスタ、帳場		階段							
						調理室、食卓		待合室、客室 洗面所、便所		玄関、廊下					
劇場・映画館				入場券売場		観客席、ロビー、電気室 機械室、洗面所		玄関、休憩室 映写室、廊下						モニタ室 (上映中)	
						売店、楽屋		モニタ室、階段 奈落作業場所						映写室 (上映中)	
旅館、ホテル				フロント、帳場、事務室		車寄せ玄関、食堂		階段		庭の重点					
						調理室、客室、机		宴会場、広間、ロビー 洗面所、便所、脱衣室		娯楽室、客室 廊下、浴室					
美容、理髪店				結髪、毛染、セット ノーキャップ		調髪、顔そり、着付 洗髪、レジスタ		-		階段					
						店内便所		廊下							

照度を規制した法令

労働安全衛生規則・事務所衛生基準規則・理容師施行規則・風俗営業取締法・消防法施工令・建築基準法施工令等があり、各々の場所での法定照度が規定されています。